

仕様書

1 品名及び数量

映像配信制御装置 1式

2 仕様

- (1) 映像配信制御装置は、佐賀県情報通信部が保有する映像配信システムに接続し、別添に示す既設エンコーダ及び既設デコーダの映像配信を制御できること。
- (2) 映像配信制御装置は、管理画面を有し、汎用ブラウザにより管理画面にアクセスし、映像配信ができること。
- (3) 現行の映像配信システムにおける映像入力8回線、映像出力40回線の配信制御ができること。

3 納入先住所及び連絡先

佐賀市松原1丁目1番16号
九州管区警察局佐賀県情報通信部 通信庶務課資材係
電話0952-24-1111 内線6053

4 履行期限

令和8年3月27日(金)

5 履行についての注意事項

- (1) 物品納入については、納入準備が出来次第、納入先の佐賀県情報通信部通信庶務課資材係と連絡をとり、納入上の支障を生じないように注意すること。また、納入時には納品書を上記納入先住所に送付すること。
- (2) 納入後1年の間に通常取り扱いにおいて発生した製品故障に関して無償で修理の対応をすること。
- (3) 現地調整作業
 - ア 契約業者は、仕様書、旧装置における運用状況等を勘案し、本装置の運用上必要な設定データの全ての項目を選定すること。
 - イ 契約業者は、履行期限までに、佐賀県情報通信部に対してア項の項目に関する設定データの調査を行うこと。ただし、具体的な進め方については佐賀県情報通信部の承認を得ること。
 - ウ 契約業者は、イ項の調査結果を踏まえた全ての設定データを作成し設定すること。
 - エ ライセンス等が必要な場合は、契約業者が全て責任を持って登録すること。
 - オ 契約業者は、本装置の設置後の試験、調整を行い、正常に動作することを確認すること。

6 その他特記事項

- (1) 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはあらかじめ佐賀県情報通信部に機器等リストを提出し、佐賀県情報通信部がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、佐賀県情報通信部と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
- (2) 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更(製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。)が疑われると佐賀県情報通信部が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。

別添

既設機器	品名	型番
エンコーダ	MEDIAEDGE-LEB4	ME-LEB4-RCJ
デコーダ	MEDIAEDGE-STB4	ME-STB4-RCJ
デコーダ	MEDIAEDGE Decoder	ME-DPSTD/SDI